

所得の種類		算出方法
利子所得	公債、社債、預貯金等の利子	収入金額に同じ
配当所得	株式や出資の配当等	収入金額－株式等の元本取得のために要した負債の利子
不動産所得	地代、家賃、権利金等	収入金額－必要経費
事業所得	事業(営業・農業)をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費
給与所得	給与、賞与、賃金等	収入金額－給与所得控除額
退職所得	退職金、一時恩給等	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2
山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額
譲渡所得	土地などの財産を売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得価額等の経費－特別控除額
一時所得	生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金、満期返戻金等継続性のない一時的な所得	総収入金額－必要経費－特別控除額 (課税される金額は1/2)
雑所得	公的年金等	収入金額－公的年金等控除額
	原稿料、講演料、生命保険契約に基づく年金等他の所得に当てはまらない所得	総収入金額－必要経費